

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	20
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)による震災遺児等に対する進学支援助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号) 別表第2法によらない事務 第21の項 南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)による震災遺児等に対する進学支援助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、東日本大震災で親を亡くした遺児等に進学支援助成金を交付し、経済的負担を軽減することで、大学(短期大学を含む。)、大学院、高等学校(専攻科に限る。)、特別支援学校の高等部(専攻科に限る。)、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、専修学校(専門課程に限る。)その他の高等教育機関(以下「大学等」という。)において学ぶ機会を提供し、もって子どもたちの健全な育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)第4条・第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)第4条の助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則(平成24年南相馬市規則第28号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該申請に係る子どもの住民票関係情報

備考	
----	--